社会福祉法人 憲幸会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に

関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人憲幸会(以下「この法人」という。)の定款 第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁 償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
 - (3)報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
 - (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、 報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員は、定款第8条及び定款第21条の規定にかかわらず、 報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

- 第4条 役員がこの法人に関する職務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- 2 前項の規定により支給する額及び方法等については、社会福祉法人憲幸会 の旅費規程を準用する。ただし、理事会、評議員会及びその他の会議等に一 日行程により出席した場合の費用弁償は次のとおりとする。
- 3 第1条に定める費用弁償の額は次のとおりとする。
- (1) 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席した時の日当は 1日 につき、4,000円を支給する。
- (2) 監事が監査した時及び行政機関等の指導監査等の立会いをした時の日当

は1日につき、5,000円を支給する。

- (3) 前各号以外の場合の日当は1日につき、4,000 円を支給する。
- (4) 交通費については、下表により支給する。

片道のキロ数	10km 未満	10km 以上	30km 以上	50km 以上
		30km 未満	50km 未満	
車賃(日額)	500円	1,500円	2,500円	4,000円

(5) 高速料金は車賃と合算して支給する。

(支給日)

第5条 費用弁償の支給日は、第4条による支払い事由の発生した日とする。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年11月10日(評議員会議決日)から施行する。